

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画変更年度	令和7年度
計画主体	千葉市

千葉市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 (代表)	経済農政局農政部 農政センター農業経営支援課
所在地	千葉市若葉区野呂町714-3
電話番号	043-228-6275
FAX番号	043-228-3317
メールアドレス	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キョン、ノウサギ、カラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	千葉市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜、いも類、豆類、稲	3,312千円、1.35ha
ニホンジカ	—	—
ハクビシン	野菜、いも類、豆類、果樹	3,639千円、0.85ha
アライグマ	野菜、いも類、豆類、果樹	2,382千円、0.55ha
タヌキ	野菜、いも類、豆類	1,230千円、0.36ha
キョン	—	—
ノウサギ	野菜	269千円、0.06ha
カラス	野菜、豆類	873千円、0.26ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <p>緑区南東部、若葉区南東部における被害の増加に加え、若葉区北部での出没情報、被害情報や中央区での出没情報が寄せられている。落花生、イモ類の被害が多く、農作物被害額は令和2年度1,659千円、令和3年度1,392千円、令和4年度3,312千円と増加傾向である。近年は市街地周辺に進出し、生活被害も発生している。</p> <p>○ニホンジカ</p> <p>緑区で目撃情報が寄せられており、今後、隣接市からの生息域の拡大に伴い被害が増加する恐れがある。</p> <p>○ハクビシン</p> <p>農作物被害額は高止まり傾向にあり（令和元年度3,142千円、令和2年度3,463千円、令和3年度1,653千円、令和4年度3,639千円）主な被害作物は、落花生（豆類）やトウモロコシ・スイカ（野菜）などで、年間を通して被害が及び、被害区域は市全体に及ぶ。生活被害も発生している。</p>

○アライグマ

農作物被害額は平成30年度250千円であったが、令和元年度1,453千円、令和2年度4,389千円と増加し、その後も令和3年度2,434千円、令和4年度2,382千円と、被害が続いている。被害区域は市全体に及ぶ。主な農作物被害は落花生（豆類）やトウモロコシ・スイカ（野菜）、ナシ（果樹）などである。生活被害も発生している。

○タヌキ

令和4年度では主に落花生（豆類）、トウモロコシ（野菜）での農作物被害が報告されている。被害区域は市全体に及ぶ。

○キョン

令和5年度に市内緑区で初めての捕獲があり、若葉区でも目撃情報があることから、今後、被害が発生する恐れがある。

○ノウサギ

農作物被害額は令和2年度112千円、令和3年度138千円、令和4年度に269千円。主な被害作物は枝豆・ブロッコリー（野菜）で、今後被害拡大の恐れがある。

○カラス

令和4年度では主に落花生（豆類）トウモロコシ、ニンジン、ブロッコリー、スイカ（野菜）など、多品目の農作物被害が報告されている。被害区域は市全体に及ぶ。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	3,312千円、1.35ha	2,318千円、0.94ha
ニホンジカ	0千円、0ha	0千円、0ha
ハクビシン	3,639千円、0.85ha	2,547千円、0.59ha
アライグマ	2,382千円、0.55ha	1,667千円、0.38ha
タヌキ	1,230千円、0.36ha	861千円、0.25ha
キョン	0千円、0ha	0千円、0ha
ノウサギ	269千円、0.06ha	188千円、0.04ha
カラス	873千円、0.26ha	611千円、0.18ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○イノシシの捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害（農政部所管） 箱わな及びくくりわなを使用し、千葉市猟友会による捕獲を実施した。 <p>捕獲機材の整備状況</p> <p>大型箱わな（累計）</p> <p>令和2年度 38基</p> <p>令和3年度 40基</p> <p>令和4年度 40基</p> <p>くくりわな（累計）</p> <p>令和2年度 18か所</p> <p>令和3年度 22か所</p> <p>令和4年度 28か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活被害（環境保全部所管） 千葉市猟友会による捕獲活動を実施するほか、市街地等への出没の恐れがある場合には、関係機関に注意喚起を実施した。 <p>○ハクビシン、アライグマ、タヌキの捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害（農政部所管） 千葉みらい農業協同組合に箱わなを貸し出し、捕獲を実施したほか、捕獲活動費及び個体処分費に対して補助金を交付した。 ・生活被害（環境保全部所管） 市民からの通報に対して、千葉市が箱わなを貸し出し、捕獲を実施した。 <p>○カラスの捕獲</p> <p>大型の箱わなを平成30年度より2基（花見川区武石町1丁目、緑区下大和田町）導入し、捕獲を実施した。</p>	<p>イノシシの生息域が拡大しているため、捕獲活動を強化する必要がある。</p> <p>若葉区北部及び緑区南部で近隣市からの流入、繁殖が確認されているため、増やさないための対策強化が必要である。また、近隣市との情報共有を図り、指定管理鳥獣捕獲等事業などによる市境付近でのわなの設置強化が必要。</p> <p>地域ぐるみで対策を講じる必要があるため、住民の意識向上を図るとともに、効率的な捕獲活動を推進する。</p> <p>ハクビシン、アライグマ、タヌキを箱わなにより捕獲しているが、農作物及び生活被害の報告は拡大している。集落周辺への定着を防ぎ、農作物の被害低減を図るため、地域ぐるみで集中的に捕獲するなどの対策を講じる必要がある。</p>

護柵の設置等に関する取組	イノシシによる農作物対策として、電気柵を設置した。 電気柵の整備実績（累計距離） 令和2年度 22,759m 令和3年度 27,489m 令和4年度 29,849m	地域ぐるみで対策を講じる必要があるため、住民の防除意識の向上を支援するとともに、効率的な設置を推進する。 侵入防止柵の適切な点検・維持管理を継続する。
--------------	--	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>○イノシシ 電気柵による農作物の防護と併せて、箱わな及びくくりわなによる捕獲を行い、被害拡大を最小限にとどめる。箱わな及びくくりわなにIoT 罠通知システムを導入し、効率的な捕獲を実施する。 また、市街地への進出が見られるため、市民への対応方法の周知や関係機関との連絡体制の強化を行う。</p> <p>○ニホンジカ 生息状況の情報収集に努めるとともに、農作物被害が確認された場合は捕獲を実施する。</p> <p>○キョン 生息状況の情報収集に努めるとともに、農作物被害が確認された場合は捕獲を実施する。</p> <p>○ハクビシン、タヌキ 捕獲による個体数の管理とともに、電気柵の設置に取り組む。</p> <p>○アライグマ 千葉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲体制を整備する。捕獲による個体数の管理とともに、電気柵の設置に取り組む。</p> <p>○ノウサギ 被害状況の調査及び加害鳥獣の特定を行った上で、電気柵の設置に取り組み、捕獲が必要となった場合、適切に実施する。</p> <p>○カラス 耕作地に飛来するカラスの侵入防止により、被害拡大を最小限にとどめるとともに、箱わなによる捕獲を含めた効果的な対策を行う。</p> <p>○生息環境管理 鳥獣の隠れ場所となる藪の刈り払いや、出荷・収穫しない農作物、野菜くずを田畑に放置しないように普及啓発などを行う。</p>
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

千葉県農政部局・環境保全部局、千葉みらい農業協同組合、千葉市猟友会及び地域住民が連携し、対象鳥獣の捕獲を実施していく。(イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、カラス)

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年～8年	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ キョン ノウサギ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と協議のうえ、捕獲体制の拡充を図る。 ・捕獲頭数を増加させるため、わなの設置個所の増設を行う。 ・捕獲の担い手を育成確保するため、狩猟免許の取得を推進する。 ・ニホンジカ及びキョンが発見された場合、箱わなによる捕獲を実施し、被害が多発した場合はくりわなによる捕獲も検討する。 ・中型獣用の箱わな基数を増加させるとともに集中捕獲を行い、中型獣の個体数削減を目指す

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲実績を参考に千葉みらい農業協同組合、千葉市環境保全部環境保全課と協議検討のうえ、捕獲計画頭数を設定する。	

- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	農政部所管 180頭	農政部所管 210頭	農政部所管 240頭
	環境保全部所管 35頭	環境保全部所管 60頭	環境保全部所管 60頭
ニホンジカ	農政部所管 3頭	農政部所管 3頭	農政部所管 3頭

	環境保全部所管 3 頭	環境保全部所管 3 頭	環境保全部所管 3 頭
ハクビシン	農政部所管 25 頭 環境保全部所管 60 頭	農政部所管 50 頭 環境保全部所管 200 頭	農政部所管 80 頭 環境保全部所管 100 頭
アライグマ	農政部所管 200 頭 環境保全部所管 180 頭	農政部所管 400 頭 環境保全部所管 300 頭	農政部所管 500 頭 環境保全部所管 300 頭
タヌキ	農政部所管 60 頭	農政部所管 100 頭	農政部所管 150 頭
キョン	農政部所管 5 頭 環境保全部所管 1 頭	農政部所管 5 頭 環境保全部所管 5 頭	農政部所管 5 頭 環境保全部所管 5 頭
ノウサギ	—	—	—
カラス	農政部所管 350 羽	農政部所管 500 羽	農政部所管 500 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>被害調査により判明した被害区域を中心に、捕獲機材により捕獲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物被害（農政部所管） ○イノシシ 千葉県猟友会と地域住民の連携による捕獲活動を継続的に実施していく。 ○ニホンジカ 被害発生時には千葉県猟友会による捕獲を行う。 ○ハクビシン、アライグマ、タヌキ 千葉みらい農業協同組合及び地域住民等により、被害区域周辺において、箱わなによる捕獲を行う。 ○キョン 被害発生時には千葉県猟友会による捕獲を行う。 ○カラス 千葉県農政部局、千葉みらい農業協同組合及び地域住民等が連携し、大型箱わなによる捕獲を継続的に実施していく。 ・ 生活被害（環境保全部所管） ○イノシシ 委託による捕獲を継続的に実施していく。 ○ニホンジカ 被害発生時には委託による捕獲を行う。 ○ハクビシン・アライグマ 申請のあった被害宅等において、箱わなによる捕獲を行う。 ○キョン 被害発生時には委託による捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ハーフライフル銃（銃口内腔旋割合 1/5 以上 1/2 以下）を使用（1 名）。千葉県猟友会により年間を通してイノシシの出没地域での箱わな・くくりわなを用いた有害捕獲を行っており、ハーフライフルは捕獲後の止め刺を行う際に限り使用する。</p> <p>なお、捕獲場所が緑区で、所有者の自宅に近い場合にのみ使用している。（年間 10 回未満）</p> <p>※今までは、主に散弾銃で止め刺しを実施していた。</p>

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6～8	イノシシ ニホンジカ	地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会を開催するとともに、広報等により被害防

年度	ハクビシン アライグマ タヌキ キョン ノウサギ カラス	止対策方法の周知を図る。 鳥獣の隠れ場所となる藪の刈り払いや、出荷・収穫しない農作物、野菜くずの除去を、地域の講習会等で説明し、推進する。
----	---	--

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千葉市	パトロール、各機関、市民への情報提供及び注意喚起
千葉市鳥獣被害防止対策協議会	パトロール、各機関、市民への情報提供及び注意喚起
千葉県警（千葉中央・東・西・南・北警察署）	パトロール、各機関、市民への情報提供及び注意喚起
千葉みらい農業協同組合	農家への情報提供及び注意喚起
千葉市猟友会	パトロール、対象鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業被害（農政部所管） ○ イノシシ、ニホンジカ、キョン 止め差しによる殺処分後、埋設処分、捕獲業者による処分 ○ ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ノウサギ 炭酸ガスによる殺処分後、一般廃棄物処分 電気銃による殺処分後、埋設処分

○カラス 炭酸ガスによる殺処分後、一般廃棄物処分 ・生活被害（環境保全部所管）
○イノシシ、ニホンジカ、キョン 止め差しによる殺処分後、埋設処分
○ハクビシン、アライグマ 炭酸ガスまたは電気銃による殺処分後、一般廃棄物処理

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品としての安定的な供給ができない状況であるため、現行の処分方法を継続する。 今後、有効利用に関しては他自治体の実施例を参考に検討する。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	千葉県鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
千葉市	千葉市経済農政局農政部農政センター農業経営支援課が事務局を担当し、協議会の連絡調整及び施策の立案等を行う。 その他、千葉市の関係所管との調整など
千葉市農業委員会	被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的な協力、地域との連絡調整
千葉県千葉農業事務所	被害防止対策に関する情報提供及び事業実施の指導
千葉みらい農業協同組合	被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的な協力
千葉県農業共済組合	被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的な協力
千葉市森林組合	有害鳥獣関連の情報提供、被害防止対策への積極的な協力、生息環境管理
千葉市猟友会	有害鳥獣関連の情報提供、被害防止対策への積極的な協力、有害鳥獣捕獲
学識経験者	被害防止対策に関する情報提供及び、被害

	防止対策に関する助言
--	------------

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	有害鳥獣捕獲許可、被害防止対策に関する情報提供及び事業実施の指導
千葉県環境生活部自然保護課	有害鳥獣捕獲許可、被害防止対策に関する情報提供及び事業実施の指導
千葉県農林水産部農地・農村振興課	被害防止対策に関する情報提供及び事業実施の指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊設置に向け、被害地域住民や捕獲従事者などの関係者と協議及び検討を行う。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市・関係機関と情報交換を行いながら連携を図る。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。